

石川町はぴ福なび登録料負担金事業交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川町在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構（以下「機構」という。）が運営するふくしま結婚・子育て応援センターの結婚マッチングシステム「はぴ福なび」への登録料を石川町が一部負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 石川町に住民登録のされている者
- (2) 40歳以上の独身者である者
- (3) はぴ福なびの会員登録者であり、申請日において退会していない者
- (4) 石川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）に規定する暴力団員に該当しない者
- (5) 町税及び使用料等の滞納がない者

(負担の金額)

第3条 負担する金額は、はぴ福なび登録料のうち、6,000円とする。

(交付の申請)

第4条 交付を受けようとする者は、「石川町はぴ福なび登録料負担金交付申請書兼納付状況等調査同意書（様式第1号）」にはぴ福なび登録料の費用負担に関する協定書第3条に定める「同意書」を添えて石川町長（以下「町長」）に提出するものとする。

2 交付対象者は、前項の同意書の提出をもって、はぴ福なび登録料負担金（以下「登録料負担金」という。）の受取を機構に委任したものとみなす。

3 負担金の交付の申請は、申請者一人当たり通算2回までとする。

(負担金の請求)

第5条 機構は、前条に定める申請があったときは、登録料負担金を四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに「はぴ福なび登録料負担金請求書」を町長に提出するものとする。

(負担金の支払)

第6条 町長は、機構から請求があったときは、内容を審査した上で登録料負担金を支払うものとする。

(負担金の返還)

第7条 町長は、登録料負担金の交付を受けた者に偽りその他不正行為が認められたときは、交付した登録料負担金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(石川町「はび福なび会員登録」補助金交付要綱の廃止)
- 2 石川町「はび福なび会員登録」補助金交付要綱(令和3年3月31日要綱第9号)は、
廃止する。